

「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」 に係るパブリック・コメントの実施について

「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」の内容について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）実施要綱に基づき、広く県民の意見を求めるため、パブリック・コメントを実施する。

1 改正の趣旨

平成23年6月、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現することを目的に、特定非営利活動促進法（NPO法）が改正された。

改正法では、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証制度について、活動分野の追加、所轄庁の変更、認証の柔軟化及び簡素化等の措置が講じられるとともに、NPO法人に対する寄附を促し活動を支援するための認定NPO法人制度について、認定事務を行う所轄庁が知事等となった。

今回の法改正に伴い、必要な事項を定める等、関係条例の一部改正を行う。

2 改正の概要

（1）特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

改正法により条例で規定することとされた事項等について、次のとおり定める。

- ①設立・定款変更・合併に係る認証申請書類中の不備を補正できる範囲
- ②所轄庁（知事）が行うNPO法人に係る認証申請書類の縦覧、事業報告書等の閲覧及び謄写の場所
- ③上記②の謄写した事業報告書等の写しを交付する場合の手数料及び納付方法
- ④認定NPO法人が所轄庁（知事）に提出する役員報酬規程等の書類の提出時期
- ⑤その他所要の規定整備

（2）知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

改正法により指定都市（岡山市）がNPO法上の所轄庁とされたことから、岡山市がNPO法に基づく事務を行うことを定めている条例の規定を削除する改正を行う。

（3）住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正

これまで条例で岡山市がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できるよう規定していたが、NPO法の改正に合わせて住民基本台帳法が改正され、NPO法上の所轄庁として指定都市（岡山市）がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できることとなったことから、条例の規定を削除する改正を行う。

3 パブリック・コメント実施概要

（1）募集方法

県ホームページに公開するほか、県民局、地域事務所、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）等に備え付ける。

（2）募集期間

平成23年12月19日（月）～平成24年1月25日（水）

4 今後の主なスケジュール（予定）

平成24年2月 県議会へ条例改正提案
4月 改正条例施行

「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」へのご意見を募集します

この度、岡山県では、平成23年6月に特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されたことを受け、「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」を作成しましたので、県民の皆様からご意見を募集します。

1 条例（案）等

- ・特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）の概要
- ・改正NPO法により条例で規定することができる等とされた主な事項と県の対応（案）
- ・特定非営利活動促進法 改正のポイント
- ・特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

別紙の
とおり

2 条例（案）の公開の方法

県（県民生活交通課）のホームページに掲載しているほか、同課（県庁8階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館、きらめきプラザに備え付けてあります。

3 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、性別、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記のうえ、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。（郵便、ファクシミリの場合は、意見提案用紙をご利用ください。）

(1) 電子メール

npo@pref.okayama.lg.jp あて

(2) インターネット

県民生活交通課ホームページの入力フォームをご利用ください。

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=117951

（岡山県HPトップページ → 組織で探す → 県民生活部 → 県民生活交通課）

(3) 郵便

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班あて

(4) ファクシミリ

FAX：086-232-5354

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班あて

4 募集期間 平成23年12月19日（月）～平成24年1月25日（水）

5 ご提出いただいたご意見等の公表方法

ご提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方、条例（案）を修正した場合のその内容などを今回の条例（案）の公表と同様の方法により公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示し出来ない場合があります。

6 お問い合わせ先

岡山県県民生活部県民生活交通課県民協働推進班

086-226-7287（直通）

「特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例（案）」の概要

1 改正の趣旨

平成23年6月、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現することを目的に、特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されました。

改正法では、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証制度について、活動分野の追加、所轄庁の変更、認証の柔軟化及び簡素化等の措置が講じられるとともに、NPO法人に対する寄附を促し活動を支援するための認定NPO法人制度について、認定事務を行う所轄庁が知事等となりました。

今回の法改正に伴い、必要な事項を定める等、関係条例の一部改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

改正法により条例で規定することとされた事項等について、次のとおり定めます。

- ①設立・定款変更・合併に係る認証申請書類中の不備を補正できる範囲は、誤記その他の内容の同一性に影響を与えない軽微なものとし、補正できる期間は、申請書を受理した日から1ヶ月の間となります。
- ②所轄庁（知事）が行うNPO法人に係る認証申請書類の縦覧、事業報告書等の閲覧及び謄写の場所は、法施行細則で定める場所とします。
- ③上記②の謄写した事業報告書等の写しを交付する場合の手数料は、写し1枚につき10円とし、納付方法は法施行細則で定めることとします。
- ④認定NPO法人が所轄庁（知事）に提出する役員報酬規程等の書類の提出時期は、毎事業年度初めの3か月以内とします。
- ⑤その他、認定NPO法人が助成金の支給を行ったときに所轄庁（知事）に提出する書類の提出時期を定めるなど、所要の規定整備を行います。

（2）知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

改正法により指定都市（岡山市）がNPO法上の所轄庁とされたことから、岡山市がNPO法に基づく事務を行うことを定めている条例の規定を削除する改正を行います。

（3）住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正

これまで条例で岡山市がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できるように規定していましたが、NPO法の改正に合わせて住民基本台帳法が改正され、NPO法上の所轄庁として指定都市（岡山市）がNPO法に基づく事務に係る本人確認情報を利用できることとなったことから、条例の規定を削除する改正を行います。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行することを予定しています。

○改正NPO法により条例で規定することができる等とされた主な事項と県の対応（案）については、次のとおりです。

1 活動分野

改正法では、NPO法人の活動分野について、条例で定めることにより追加することができることとされました。

(1) 対応（案）

条例では追加せず、法に定める19の活動とします。

(2) 理由

条例で定めることができる活動は法に定める19の活動に「準ずる」活動であること、法に定める活動でNPO法人の活動分野が網羅されていることから追加しないこととしています。

2 認証（設立・定款変更・合併）申請書類中の不備を補正できる範囲

改正法では、申請書類中に軽微な不備がある場合の補正については、条例で定めた事項について申請書を受理した日から1ヵ月の間に補正することができることとされました。

(1) 対応（案）

申請書類中の誤記、その他のもので、内容の同一性に影響を与えない軽微なものに限り補正を認めることとします。

軽微な不備の例：「提出書類相互の記載内容の不一致」、「記載漏れ」等

(2) 理由

申請者の利便性を図るため、軽微な補正について認めることとしています。

3 認証（設立・定款変更・合併）審査期間の柔軟化

改正法では、認証審査期間については、縦覧期間（2ヶ月）が終了した日から2ヵ月の範囲内で条例で期間を定めることができるとされました。

(1) 対応（案）

条例では期間を定めず、法に定める2ヶ月以内の期間とします。

(2) 理由

現在、設立認証は縦覧後1ヵ月程度で、定款変更認証は縦覧後1週間程度と早期の認証処理に努めていますが、認証申請が集中した場合には1ヶ月以上要する可能性もあることから、条例による期間の短縮は定めず、法に基づき2ヵ月以内としています。

4 認定をした際の公示事項

改正法では、認定をした際には、当該認定を受けた特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地、当該認定の有効期間を公示することとされていますが、その他の事項についても公示する事項として条例で定めることができるとされました。

(1) 対応（案）

条例では追加の公示事項は定めず、法に定める事項とします。

(2) 理由

NPO法人に関する情報については、既に県のホームページ等で公開に努めていることから、認定の際、法に定める事項（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、当該認定の有効期間）以外に改めて公示が必要な事項はないと考えています。

特定非営利活動促進法 改正のポイント

1 認証制度の見直し

(1) 活動分野の追加

NPO法第2条の別表に記載されている17の活動分野に、新たに下記の3分野（下線箇所）が追加されました。

【特定非営利活動20分野】

- | | |
|------------------------------|--|
| ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | ⑬子どもの健全育成を図る活動 |
| ②社会教育の推進を図る活動 | ⑭情報化社会の発展を図る活動 |
| ③まちづくりの推進を図る活動 | ⑮科学技術の振興を図る活動 |
| ④観光の振興を図る活動 | ⑯経済活動の活性化を図る活動 |
| ⑤ <u>農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u> | ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | ⑱消費者の保護を図る活動 |
| ⑦環境の保全を図る活動 | ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| ⑧災害救援活動 | ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
| ⑨地域安全活動 | |
| ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | |
| ⑪国際協力の活動 | |
| ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 | |

(2) 所轄庁の変更

NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事となりました。（その事務所が一の指定都市の範囲内のみで所在するNPO法人の所轄庁は、当該指定都市の長です。）

岡山県では次の表のとおりとなります。

区 分		主たる事務所の所在地	
		岡山市内	岡山市以外の県内市町村
従たる事務所の所在地	なし	岡山市	岡山県
	岡山市内	岡山市	岡山県
	岡山市以外の県内市町村	岡山県	岡山県
	県外	岡山県（※）	岡山県（※）

（※）改正前は内閣府

(3) 認証制度の柔軟化及び簡素化

①申請書類の縦覧期間中の補正

申請書類中に軽微な不備に係る事項として条例で定める事項があった場合には、申請書を受理した日から1ヵ月を経過するまでの間に限り、当該事項に係る補正が認められます。

②認証審査期間の柔軟化

認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から2ヵ月以内に条例で定める期間とすることができます。

（参考）NPO法に定める審査期間

申請書を受理した日から2ヵ月間の縦覧後、2ヵ月以内に認証・不認証の決定を行わなければならない。

③社員総会の決議の省略

総会の提案事項について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。

④定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大

所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる事項（役員の定数等）が追加されました。

（４）NPO法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

①認証後未登記団体の認証の取消し

認証後6ヵ月を経過しても登記をしない者について、所轄庁は当該認証を取り消すことができるようになりました。

②会計の明確化

収入・支出の動きに焦点を当てた「収支計算書」を、財産の増減及びその構造に焦点を当てた「活動計算書」に改めるなど、会計書類に係る改正が行われました。

③情報開示の充実

NPO法人は、主たる事務所に加え、従たる事務所においても、社員その他利害関係人から事業報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないこと等が規定されました。

2 認定・仮認定制度の導入

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものに対する所轄庁の認定について、これまで租税特別措置法に規定されていた国税庁長官による認定制度を廃止し、新たにNPO法において所轄庁が行う制度となりました。

また、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、一部認定基準が免除される仮認定制度が導入されました。

※法改正の詳細な内容や認定制度については、内閣府及び国税庁のホームページをご覧ください。

・内閣府のホームページ：<https://www.npo-homepage.go.jp/>

・国税庁のホームページ：<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm>

特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条</p> <p>1 法第十条第一項第二号八（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合又は同法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合）にあっては、指定情報処理機関から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第一項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p> <p>5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する補正することができる軽微な不備は、誤記その他の内容の同一性に影響を与えないもので知事が認めるものとする。</p> <p>(縦覧等)</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定める申請書に同項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第十条第一項第二号八に規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>3 略</p> <p>4 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。</p> <p>5 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合又は同法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合）にあっては、指定情報処理機関から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p> <p>(電磁的方法)</p>

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の縦覧並びに法第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の閲覧及び謄写の場所は、規則で定める。

2 法第三十条及び第五十六条に規定する書類の写しの交付を受けようとする者は、当該写し一枚につき十円の手数料を納付しなければならない。

3 前項の手数料の納付方法は、規則で定める。
（事業報告書等の提出）

第四条 法第二十九条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。

（認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出）

第五条 法第五十五条第一項の書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。この場合において、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類に代えて、その旨を記載した書類を提出することができる。

2 法第五十五条第二項に規定する助成金の支給を行った場合の書類の提出は、遅滞なく行うものとする。

3 法第五十五条第二項に規定する海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の書類の提出は、あらかじめ（災害に対する援助その他緊急を要する場合であらかじめ提出することが困難なときは、事後において、遅滞なく）行うものとする。

（仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出）

第六条 前条の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

（情報通信技術利用法の適用）

第三条 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、規則で定める。

（事業報告書等の提出）
第四条 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。

（事業報告書等の閲覧）

第五条 法第二十九条第二項及び法第四十四条第三項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

（情報通信技術利用法の適用）

第七條 法第七十四條に規定する申請、通知、届出、提出及び交付（以下この条において「申請等」という。）について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項及び第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われ、又は行う場合の申請等並びに法第七十四條に規定する縦覧及び閲覧並びに同条第二項に規定する閲覧について情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う場合の縦覧及び閲覧については、規則で定めるところによる。

2 略

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第八條 法第七十五條に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて電磁的記録を用いて行うことができる。

2 略

（規則への委任）

第九條 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六條 法第四十四條の二第一項に規定する申請、通知、届出、提出及び交付（以下この条において「申請等」という。）について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項及び第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われ、又は行う場合の申請等並びに法第四十四條の二第一項に規定する縦覧及び閲覧並びに同条第二項に規定する閲覧について情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う場合の縦覧及び閲覧については、規則で定めるところによる。

2 略

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七條 法第四十四條の三に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて電磁的記録を用いて行うことができる。

2 略

（規則への委任）

第八條 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新		旧	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
一〇八略	事務	一〇八略	市町村
九〇十六略		<p>十八 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による設立の認証</p> <p>ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）</p>	岡山市
		<p>十九 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務のうち、同令第三十九条の二十三第一項第八号の規定による証明書の交付（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p>	岡山市
		一〇七略	市町村

- む。)の規定による公告及び縦覧
- ハ 法第十二条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- ニ 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の受理
- ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任
- ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任
- ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理
- チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理
- リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証
- ヌ 法第二十五条第六項の規定による届出の受理
- ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書等の受理及び閲覧
- ヲ 法第三十一条第二項の規定による解散の認定
- ワ 法第三十一条第四項の規定による解散の届出の受理
- カ 法第三十一条の八の規定による届出の受理
- コ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証
- タ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等
- レ 法第三十二条の三の規定による届出の受理
- ソ 法第三十四条第三項の規定による合併の認

<p>三十八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十四の項及び四十五の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p>	<p>各市町村 （岡山市、倉敷市、新見市及び真庭市を除く。）</p>
<p>三十九〜七十三略</p> <p>七十四 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（宅地の</p>	<p>岡山市 倉敷市 玉野市</p>

<p>四十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p>	<p>各市町村 （岡山市、倉敷市、新見市及び真庭市を除く。）</p>
<p>四十一〜七十五略</p> <p>七十六 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（宅地の造成等が二以上の市町村の区域</p>	<p>岡山市 倉敷市 玉野市</p>

証

ツ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

ネ 法第四十二条の規定による改善命令

ナ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し

ラ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

七十五〜八十九略	造成等が二以上の市町村の区域にわたるときを 除く。） イ・口略	笠岡市
	別表第二（第三条関係）	
一〜四略	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のた めの規則に基づく事務	市町村
		同条例第 五条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ っては、 別表第一 の二十六 の項に規 定する事 務に係る

七十七〜九十一略	にわたるときを除く。） イ・口略	笠岡市
	別表第二（第三条関係）	
一〜四略	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のた めの規則に基づく事務	市町村
		同条例第 五条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ っては、 別表第一 の二十八 の項に規 定する事 務に係る

六〃三十四略

ものを除く。)

六〃三十四略

ものを除く。)

新	旧
<p>第三条・第四条略</p> <p>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供の方法）</p> <p>第五条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による法第三十条の七第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報（次条において「保存期間に係る本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を</p>	<p>（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）</p> <p>第三条 法第三十条の七第四項第二号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）は岡山市長とし、同号の条例で定める事務は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づく同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて規則で定めるものとする。</p> <p>（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法）</p> <p>第四条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供（同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>第五条・第六条略</p> <p>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供の方法）</p> <p>第七条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする</p>

含む。)から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電
子計算機(入出力装置を含む。)に送信する方法により行うものとする

第六条・第七条略

別表(第三条関係)

一〇三略

第八条・第九条略

別表(第五条関係)

一〇三略